

白井市住民主体によるサービス・活動事業補助金交付 要綱

（総則）

第1条 この要綱は、白井市住民主体によるサービス・活動事業に係る補助金について、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号。以下「規則」という。）に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、白井市住民主体によるサービス・活動事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条に定める内容の実施に要する経費の一部を、市が保険者機能強化推進交付金の範囲内で補助することにより、住民主体によるサービス・活動事業を円滑に実施することを目的とする。

（補助対象経費）

第3条 この補助金の交付対象となる経費及び上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- (1) 飲食等に係る食糧費
- (2) 大規模な修繕に係る工事費
- (3) 不動産又は自動車等の動産の取得
- (4) その他市長が適切でないと認める経費

（補助対象者）

第4条 この補助金の交付を受ける対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる条件を満たす者とする。ただし、この要綱による補助金以外の補助（市以外の者による補助を含む。）を受けている者は対象としない。

- (1) 市内で活動する構成員が5人以上の団体
- (2) 団体の代表者が市内在住であること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としない団体

- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない団体

2 市は、補助対象者の選定に関する事項を規定した募集要項を定め、補助対象者を公募するものとする。

（補助金の申請）

第5条 募集要項に基づき、補助対象者の選定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる申請書類及びその附属資料を募集要項で指定する期日までに市に提出しなければならない。

- (1) 申請書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 団体の会則
- (4) 活動内容がわかる書類（チラシ等）
- (5) 活動計画書又は活動実績書
- (6) 従事者名簿（別記第3号様式）

（補助対象者の選考及び通知）

第6条 市は、前条の規定により提出された書類に基づき、次に掲げる事項について審査する。

- (1) サービス提供に係る予算の適正について
- (2) 提供するサービス内容の妥当性について
- (3) 募集要項に基づく応募要件への適合について
- (4) その他、補助金の交付決定に必要な事項について

2 市は、前項による審査を行い、補助金を交付することが適当であると認められる場合は、白井市住民主体によるサービス・活動事業選考結果通知書（別記第4号様式）及び補助金交付（不交付）決定通知書（別記第5号様式）により、速やかに当該申請者に通知する。

（補助金交付の請求）

第7条 前条の規定により補助金を交付することが適当であることの通知を受けた申請者は、所定の期日までに補助金概算交付請求

書（別記第 6 号様式）を市に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 8 条 市は前条の規定により、補助対象者の請求に基づき、速やかに補助金を交付する。

（補助金の交付額）

第 9 条 交付する補助金の額は、別表に定めるところにより、保険者機能強化推進交付金の範囲内において決定する。

（補助事業の変更等）

第 10 条 規則第 6 条の 2 の規定による補助事業の変更等に係る申請については、内容変更・中止・廃止申請書（別記第 7 号様式）によることとする。

2 市は、前項の申請に基づき、補助金の交付の決定を取消し又は変更し、補助金交付決定変更通知書（別記第 8 号様式）により通知する。

（実績報告）

第 11 条 補助対象者は補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い日から起算し、1 箇月以内に次に掲げる報告書類及びその附属資料を市に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（別記第 9 号様式）

(2) 収支決算書（別記第 10 号様式）

(3) 利用者名簿（別記第 11 号様式）

（補助金額の確定）

第 12 条 市は、前条による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて、現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記第 12 号様式）により、補助対象者に通知する。

（交付決定の取り消し）

第 13 条 市は、補助対象者が次のいずれかに該当したとき、補助

金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をほかの用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(補助金の返還)

第 1 4 条 補助対象者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、市の指示するところにより、その額を返還しなければならない。

- 2 前項の規定は、第 1 2 条により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

(事務所管)

第 1 5 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、高齢者福祉課において処理する。

(補助金の終期)

第 1 6 条 この補助金の終期は、介護保険制度の改正又は保険者機能強化推進交付金の廃止に合わせることにする。

- 2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

(補則)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	経費	内容	補助額（年額）
活動準備補助金 （サービス提供の初年度に限る。）	活動の準備に要する経費	サービス提供の立上げに要する経費（運営に要する経費を除く。）	5万円とサービス提供の立上げに要した補助対象経費の合計額のいずれか少ない方の額
運営支援補助金	報償費	講師等謝金 ボランティア活動に対する謝礼金	次の各号に掲げる当該年度における利用者（白井市に在住する65歳以上の市民及び要介護認定又は要支援認定を受けた第2号被保険者に限る。）の実人数に応じ、当該各号に定める額とサービス提供の実施に要した補助対象経費の合計額（この要綱に基づく補助金以外の収入がある場合であって、当該収入が補助対象経費以外の経費の合計額を超えるときは、補助対象経費の合計額から当該超える額を控除した額。以下同じ。）のいずれか少ない方の額 (1) 1人以上10人以下の場合 3万円 (2) 11人以上20人以下の場合 5万円 (3) 21人以上30人以下の場合 7万円 (4) 31人以上の場合 10万円
	消耗品費	サービス提供に使用する消耗品費	
	備品購入費	サービス提供に使用する備品購入費（単価10万円以下のものに限る。）	
	修繕費	備品等の修繕に係る経費	
	印刷製本費	パンフレット等の印刷製本費	
	通信運搬費	郵便、電話代（私物との共用にあつては、原則半額（上限3万円）とする。）等の経費	
	燃料費	活動者の移動に係る自動車等のガソリン代	
	使用料及び賃貸料	会議等会場使用料、資機材等の借上料、駐車場・駐輪場の使用料等の経費	
	保険料	サービス提供に係る保険料	

